

人権について

人権とは、「全ての人が幸せに生きるための権利のこと。」

誰もがみんな生まれた時から命を大切にし、
自由に、幸せに生きる権利を持っています。
誰かの人権を傷つけるようなことを言ったり、



みんなで 認め合う

性別や年齢、国籍や出身地が
違ってもみんな同じ人間。
違うことを理解してみんなで
仲良くしましょう。

みんなが 自分らしく

誰もが好きなことを自由に
することができます。
それを妨害したり、されたり
することは許されません。

みんなの 命を大切に

世界中の一人ひとりが、かけ
がえのない大切な存在です。
お互いに思いやりを持って
行動しましょう。

法務省の人権擁護機関では、人権を守るために取り組む
18の項目が定められています。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 01 女性の人権を守ろう | 10 刑を終えて出所した人及び
その家族に対する偏見や差別をなくそう |
| 02 こどもの人権を守ろう | 11 犯罪被害者及びその家族の
人権に配慮しよう |
| 03 高齢者の人権を守ろう | 12 インターネット上の
人権侵害をなくそう |
| 04 障害を理由とする
偏見や差別をなくそう | 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に
対する認識を深めよう |
| 05 部落差別(同和問題)を
解消しよう | 14 ホームレスに対する
偏見や差別をなくそう |
| 06 アイヌの人々に対する
偏見や差別をなくそう | 15 性的マイノリティに関する
偏見や差別をなくそう |
| 07 外国人の人権を尊重しよう | 16 人身取引をなくそう |
| 08 感染症に関連する
偏見や差別をなくそう | 17 震災等の災害に起因する
偏見や差別をなくそう |
| 09 ハンセン病患者・元患者及び
その家族に対する
偏見や差別をなくそう | 18 ゲノム情報(遺伝情報)に関する
偏見や差別をなくそう |



沖縄県HP

沖縄県 こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
TEL 098-866-2500 FAX 098-866-2589

Q 沖縄県差別のない社会づくり条例

検索



条例特設HP

法務省 人権相談窓口【全国共通】

人権全般

みんなの人権110番

TEL 0570-003-110

【受付時間】平日8:30～17:15

こども

こどもの人権110番

TEL 0120-007-110

【受付時間】平日8:30～17:15

外国人

外国語人権相談ダイヤル

TEL 0570-090-911

【受付時間】平日9:00～17:00

外国語インターネット人権相談受付窓口

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



不当な差別や人権に関する相談【沖縄県】

沖縄県人権相談窓口

TEL 098-863-9281

■毎週月・水・金(祝祭日除く) 10:00～12:00/13:00～15:00

[mail] jinken-soudan@pref.okinawa.lg.jp

性的指向又は性自認に関する相談【沖縄県】

LGBTQにじいろ相談

TEL 098-880-8434

■毎週土曜日 10:00～17:00

沖縄県 差別のない 社会づくり条例

—— 令和5年10月1日 全部施行 ——

全ての人への不当な差別は許されません。
人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する
心豊かな社会づくりを進めていきましょう。



沖縄県は持続可能な開発目標
(SDGs)を支援しています

条例制定の経緯

沖縄県では、不当な差別を解消するための長年の取組にもかかわらず、依然として、公共の場所やインターネット上で特定の個人又は不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動、性的指向や性自認の多様性についての理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別等が存在しており、その解消に向けた取組を、さらに力強く、社会全体で推進していくため、この条例を制定しました。

目的

社会全体で不当な差別の解消を推進し、
不当な差別のない社会の形成を図る。



基本理念

何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、**県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として不当な差別のない社会の形成を推進。**

県・県民・事業者の責務



基本方針

- 1 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
- 2 不当な差別に関する相談に的確に応ずること。
- 3 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

基本方針に基づいて県が実施する施策

不当な差別的言動に関する施策

インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発

県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた取組

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置
(表現活動の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表)

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置の流れ

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた旨の
申出等により事案を把握

「沖縄県差別のない社会づくり審議会」へ諮問

不当な差別的言動の該当性が認められた場合（答申）

表現活動を行ったものへ意見陳述の機会の付与

公表の措置

- 表現活動の概要、氏名又は名称の公表
- 那覇地方法務局への通知

※公表措置は啓発が目的であり、規制的なものではありません。

Q&A

Q. 「不当な差別」とは？

本人の意思では変えることのできない属性又は個人の特性を理由として、正当な理由なく区別、排除又は制限を行うことです。
条例では、**「不当な差別的言動」と「不当な差別的取扱い」**があります。



Q. 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」とは？

本邦外出身者等に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動のことです。
※インターネットを利用した投稿も含みます。



ヘイトスピーチについて

特定の民族や国籍の人々を誹謗中傷し、社会から排除しようとする差別的言動が一般にヘイトスピーチと呼ばれていますが、法律上の定義がなく、その範囲は明確ではありません。
「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」と同じ意味で使われる場合もありますが、単に「憎悪をむき出しにした発言」の意味で使われる場合もあります。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生むきっかけになりうるため、決して許されない言動です。
みんながヘイトスピーチは許さないという意識をしっかりと持つことが大切です。